

<労働組合法第7条第2号該当（団体交渉拒否）>

第1 請求する救済の内容

1 被申立人は、

- 団体交渉に応じなければならない。
- 団体交渉に誠実に対応しなければならない。

（団体交渉自体を拒否している場合は上の□に、誠実な交渉態度でない場合は下の□にチェックを入れてください。また、以下に具体的にどのような措置を命じることを求めるのか、記載してください）

<p>（記載例①）申立人組合が○年○月○日付けで申し入れた「○○」に関する団体交渉を「○○」を理由に拒否してはならない。</p> <p>（記載例②）会社は組合員 A らの残業代の支払いに関する団体交渉について、いたずらに引き延ばしをはかるようなことはせずに誠実に対応しなければならない。</p>

2 使用者の行為が不当労働行為と認定されたこと等を確認する文書の掲示等

- 求める
- 求めない

（いずれかにチェックしてください）

第2 不当労働行為を構成する具体的事実

(団体交渉を申し入れた年月日、交渉事項、被申立人が団体交渉を拒否した年月日及び応じないとする理由、あるいは不誠実だと考える交渉における使用者の対応を具体的に記載してください。また、団体交渉申入れに至る経過等についても適宜記載してください。)

--

(記載例①) 会社は従業員の賃金体系を従来の〇〇から〇〇に変更すると一方的に社内に掲示した。そこで組合は、賃金体系の変更について〇年〇月〇日付けで団体交渉を申し入れたところ、会社は〇年〇月〇日、その件は経営判断事項であり交渉に応じられないとして拒否した。

(記載例②) Aら5人はいわゆる外食産業である会社の経営する飲食店で店長として勤務していたが、会社は「管理職である」との理由でAらに残業代を支払ってこなかった。〇年〇月〇日Aら5名は組合に加入し、同日、組合は未払いの残業代の支払いについて団体交渉を申し入れた。会社は交渉には応じたものの、組合員名簿や組合規約の提出、組合が法適合組合であることの立証等を求めるばかりで、実質的には〇月〇日現在に至るも交渉に応じていない。